

**小田原市**

**移動支援事業実施ガイドライン**

平成29年4月

小田原市障がい福祉課

## 目 次

1	移動支援の概要	- 1 -
2	サービス形態	- 1 -
3	移動支援の対象者	- 1 -
4	支給決定方針	- 1 -
	(1) 時間数の算定方法	- 1 -
	(2) 児童における「保護者が付き添えない場合」の判断基準	- 2 -
	(3) 2人介護について	- 2 -
	(4) 身体介護を伴う場合の判断基準	- 3 -
	(5) 移動手段について	- 4 -
	(6) 介護給付との併給の有無及び優先順位	- 4 -
5	外出に付随するヘルパー業務	- 5 -
6	外出の範囲	- 6 -
	(1) 対象となる外出の具体的例示	- 6 -
	(2) 対象とならない外出	- 7 -
	(3) 通年かつ長期にわたる外出について	- 7 -
7	他法サービス及び施設との併給関係	- 8 -

このガイドラインは、平成29年4月時点での移動支援に対する考え方をまとめたものであり、今後の制度改正、地域事情及び社会情勢等により変更することがあります。

## 1 移動支援の概要

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、障がいに応じたヘルパーを派遣し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的としたサービスです。

## 2 サービス形態

ヘルパー1人が利用者1人に対応する個別支援型とします。

## 3 移動支援の対象者

移動支援の対象者は、「屋外での移動が困難な障がい者等」であり、具体的には下記のいずれかに該当する方です。

- (1) 全身性障がい児者
- (2) 知的障がい児者
- (3) 精神障がい児者
- (4) 難病をお持ちの方

※全身性障がいとは、両上肢・両下肢のいずれにも障がいがある者を指し、片麻痺は含まない。なお、脳性麻痺以外の全身性障がい児者は外出時に主に車椅子を使用する者とする（屋内では伝い歩きできる場合も含む）。

※児童の場合は、「保護者が付き添うことができない場合」に限る。⇒4－(2) 参照

## 4 支給決定方針

支給決定量については、本人の利用希望に基づき、外出先や目的などから必要な時間を算出し、移動支援事業以外の外出の有無等を勘案して決定しますが、**原則として、ひと月につき48時間を上限（以下、「基準時間」とする。）**とします。

なお、生活面、身体面及び行動面を加味して特に支援が必要と認める場合には、基準時間の2倍までの範囲内で支給決定を行います。

※利用単位は最小「30分単位」で、以降30分単位ごとの算定となります。

### (1) 時間数の算定方法

#### ア 具体的な利用目的・時間が決まっている場合（必要時間が見込める場合）

サービス等利用計画案又はサービス利用計画表・移動支援等利用計画表に具体的に記入し、必要時間を算定します。

## イ 具体的な利用目的・時間が決まっていない場合（不定期な利用希望の場合）

利用見込みに基づき、サービス等利用計画案又はサービス利用計画表・移動支援等利用計画表を作成し、基準時間の範囲内で算定します。

## （２）児童における「保護者が付き添えない場合」の判断基準

まずは、移動支援の目的等について、「障がいの有無によらず、児童に対してどこまで保護者等が関わっていくことが適当か」を鑑み、子育てを目的としたニーズであるか、又は障がい起因となって生じるニーズであるかを判断します。

そのうえで、次に掲げるような「保護者が付き添えない場合」を判断基準として移動支援の必要性を検討します。

### ア 社会的理由によるもの

保護者の疾病（入院・通院及び服薬を行っている状態を指す）、出産、就労、冠婚葬祭、事故・災害、失踪、看護、兄弟児の学校行事等公的行事への参加などの理由による場合は、基準時間の範囲内で必要な時間数を算定します。

### イ 社会的理由以外のもの

レスパイト、対象児以外の子どもとの時間を確保したいなどの社会的理由以外のものについても、（１）と同様に基準時間の範囲内で必要な時間数を算定します。

※ただし、両親のどちらか一方に就労状況や社会的理由がない場合については、対象外となります。

## （３）２人介護について

移動支援は、原則、利用者とヘルパーが１対１で行うものですが、以下のいずれかに該当し、１人のヘルパーで支援をすることが困難である場合は、２人のヘルパーによる支援を行うことができます。

なお、利用にあたっては、事前の申請手続き及び受給者証へ「２人介護可」の記載が必要となります。

ア 利用者の身体的理由により、ヘルパー１人による介護が困難である場合

イ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ウ その他、障がいの状況等から判断して上記に準ずると認められる場合

具体例)

- ・ 体重が重い利用者で、移乗・排泄介助がヘルパー 1 人では困難な場合
- ・ 多動のため行動予測が困難な利用者で、ヘルパー 1 人では危険が伴う場合 など

#### (4) 身体介護を伴う場合の判断基準

移動支援において、「身体介護を伴う」の支給決定を行う場合にあっては、通院等介助（身体介護を伴う）の判断基準を準用します。具体的には、次のア及びイのいずれにも該当することを要件とします。

ア 障害支援区分が区分 2 以上の者

イ 障害支援区分の認定調査項目のうち、次の（ア）から（オ）までに掲げる状態のいずれか一つに認定されている者

	調査項目	状態
(ア)	歩行	「全面的な支援が必要」
(イ)	移乗	「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
(ウ)	移動	「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
(エ)	排尿	「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
(オ)	排便	「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

なお、障がい児及び認定調査を受けていない障がい者については、児童の調査項目（5領域10項目）の結果、モニタリング及びケースワーカーによる聞き取り等を総合的に勘案し、これに相当する支援の度合いがあることを要件とします。

## (5) 移動手段について

徒歩又は公共交通機関（電車、バス、タクシー）等を利用することを原則とします。車による移動でヘルパーが自ら自動車を運転する場合の取扱いについては、次のとおりとします。

### ア ヘルパーが1人の場合

移動支援は、「常時介護できる状態で付き添う」ことが前提であり、1人の場合はヘルパーが車を運転することに専念しているため、利用者を介護することができないので、その間は移動支援とは認められません。

### イ ヘルパーが2人以上の場合

運転しているヘルパーは、運転することに専念しているため、その間は移動支援と認められません。

運転者以外のヘルパーについては、利用者を常時介護できる状態で付き添っていると考えられるため、移動支援と認められます。

なお、車での移送にあたっては、道路運送法に抵触する可能性があるので、留意してください。

## (6) 介護給付との併給の有無及び優先順位

介護給付における外出の支援（通院等介助、同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援）が優先されます。

## 5 外出に付随するヘルパー業務

外出に付随する業務として、移動に関する業務のほか、次に掲げるものについてもヘルパーの業務に含まれます。

項目	内容
情報の伝達	・ 全身性障がい児者に対する、メモ・聞き取り・伝言等
	・ 知的障がい児者及び精神障がい児者に対する、行き先等の指示・案内等
代行行為	・ 金銭の授受及び権利義務に関する事実行為を本人の指示どおりに代行すること。ただし、その際には第三者のいるところで本人の確認を受けて行うこととする。
	・ その他の代行行為は、特に依頼された場合に行う。
身体介助	・ 食事、着脱衣、排泄等の身体介助を必要な場合に行う。

## 6 外出の範囲

移動支援として認められる外出の範囲については、公費によって提供されるサービスであることから、基本的に「社会通念上適当であるかどうか」という観点から判断し、原則として「一日の範囲内で用務を終える」ことが可能なものとします。

### (1) 対象となる外出の具体的例示

項目	内容
① 社会生活上必要不可欠な外出	(ア) 日常生活上必要な買い物（居宅介護の家事援助に該当しないもの）
	(イ) 家計の維持、財産の保全に係る手続き・相談（金融機関等）
	(ウ) 住居の取得・賃貸・維持管理・修繕に係る契約や相談（不動産店等）
	(エ) 学校行事（入学式、卒業式、保護者懇談会、運動会等）
	(オ) 冠婚葬祭（本人・親族・友人のためのもの）
	(カ) 理容・美容
	(キ) 健康上必要な散歩（②ウに該当しない程度の軽微なもの）
	(ク) その他、前各号に準ずる外出
② 余暇活動や社会参加のための外出	(ア) 各種行事・研修会
	(イ) 就職・就学のための活動
	(ウ) 余暇・スポーツ・文化活動（映画館、体育館、美術館、各種講座等）
	(エ) 初詣・墓参り等の社会的慣習
	(オ) ボランティア活動
	(カ) やむを得ない事由に基づく、通学・通所のための一時的な利用
	(キ) その他、前各号に準ずる外出



## (2) 対象とならない外出

- ア ヘルパーにとって特別な資格・習熟・準備を要する活動、危険を伴う活動  
例) 利用者と一緒にプールや温泉に入る、スポーツやカラオケを行う等  
※ただし、目的地において利用者が自ら活動できず、現地での介助者等の支援も得られず、排泄介助や常時の見守り等の継続した支援が必要な場合に限り、目的地滞在中の支援を認めます。
- イ 利用者が自転車や自動車等の移動手段を自ら運転する外出
- ウ ヘルパーが単独で外出するもの
- エ ギャンブルや飲酒目的の外出等、社会通念上不適当なもの
- オ 通学・通所など通年かつ長期にわたる外出、週2回以上の習い事等
- カ 団体活動の一環として、団体が経費を負担して実施する行事目的の外出  
※有志など参加者の参加費のみで賄われるものは可能。また、集合・開催場所までの送迎利用は可能。
- キ 一日の範囲で用務が終了しない(日をまたぐ)外出  
※宿泊先まで、宿泊先からの移動部分については利用が可能。
- ク 布教活動や宗教活動等  
※慣習として行われる神社・仏閣等への参拝、墓参り等は可能。

## (3) 通年かつ長期にわたる外出について

原則として、通学・通所・習い事など、通年かつ長期にわたる外出への利用は認めません。

ただし、次の要件に該当し、親族等による介助が見込めず、他の社会資源の活用を検討しても他に手段がない場合には、一定の期間(3か月以内を基本とする。)に限り移動支援での利用を可能とします。

ア 保護者等が病院に入院した場合

イ 保護者等が治療等で通院する場合

※いずれの場合も、原則として診断書等の提出を求め、症状や治癒に要する期間を確認した上で判断します。なお、ごく一時的な理由(風邪など)については認めません。

ウ 保護者等が出産する場合

エ その他、保護者等の自宅療養、家庭事情により市長が必要と認めた場合

## 7 他法サービス及び施設との併給関係

障害福祉サービス等の他法サービスや高齢者施設との併給関係については、次のとおりです。

施設・サービス		可否	備 考
障害福祉サービス	共同生活援助	○	
	施設入所支援	△※1	※1 宿泊を伴う帰省中は利用可能
	短期入所	△※2	※2 施設送迎により対応すべきものであり原則不可だが、緊急かつやむを得ず、他に送迎手段がない場合に限り例外的に可能（施設利用中の時間帯は不可）。
	日中活動系サービス (日中一時支援を含む)		
高齢者施設	特別養護老人ホーム	×	
	介護老人保健施設	×	
	介護療養型医療施設	×	
	有料老人ホーム	△※3	施設職員による介助ができない場合に限り可能。 ※3 「特定施設入居者生活介護」受給者の場合は利用不可。
	ケアハウス		
認知症高齢者GH	×		
介護保険利用者	△※4	※4 介護保険で対応できる内容については同制度のサービスを優先する。サービス単位数の超過分に対する上乗せについては、必要性が認められる範囲で移動支援を支給する。	

作成 平成29年4月